

定額減税の手続きに悩む人は民商へ！



6月からは定額減税の手続きが始まります。従業員を雇い、所得税の発生する額の給与を払っている人にとって、時間と手間を取られる面倒な問題です。

自営業者からは年末調整でまとめて手続することが期待されましたが、5月29日に林官房長官は、「6月から行わない場合は労働基準法に違反し得る」と発言しました。業者の規模の大小を見ず一律の手続きを押し付けるやり方は、地域の中小業者と経済を理解しない現政権の傲慢さの表れです。

煩雑だからと、雇用する従業員に説明せず減税を年末調整にまわせば「自分の減税分を事業主が懐に

入れてしまったのでは」と、身内からのいわれない不信につながる可能性もあります。

また本人に税の発生しない103万以下の青色専従者と、白色専従者は定額減税の対象から除外されており、生業に貢献している人々の働き分が認められていないことが、ここでもいびつな状況を生み出しています。

給与明細書と各人別控除事績簿

定額減税の具体的な手続きとして

は、図の給与明細書の例のように、源泉所得税を本人と扶養家族の人数×3万円

に達するまで、毎月引いて行きます。年末調整でも使うので、各人別控除事績簿などで減税額の記録を残しましょう。

住民税の特別徴収を行っている場合、自治体から減税された納付書が送られてきます。5月に市役所に払った特別徴収を6月支給分から天引きしている事業所の場合、住民税の定額減税の開始がひと月遅れることになるので、あらかじめ従業員に説明しておきましょう。

所得税の控除対象にならない16歳未満の子も定額減税では対象になります。従業員が共働きの場合、どちらの扶養家族なのか確認しておきましょう。

逆に海外居住の扶養家族は、定額減税の対象にはなりません。

定額減税の手続きが必要だが、わからないところがあるという人は、民商にご相談ください。

例

2024年6月25日支給

2024年5月分 給与明細書

基本給	役職手当	職務手当	家族手当	住宅手当	皆勤手当	調整手当
235,500						50,000
普通残業手当	深夜残業手当	休日出勤手当	休日残業手当	休日深夜残業		
欠勤控除	勤怠減額	その他手当				
				課税通勤費	非課税通勤費	支給額合計
					10,000	295,500

健康保険料	厚生年金保険料	雇用保険料	社保合計	課税対象額	所得税	住民税
17,370	27,450	888	45,708	239,794		13,300
						控除額合計
						59,006
						差引支給額
						236,494

備考

定額減税 7,820円

各人別控除事績簿の一部

基準日在職者 (受給者の氏名)	月次減税額の計算		月次減税額の控除		
			令和6年6月25日		
	同一生計配偶者と扶養親族の数	月次減税額	控除前税額	控除額	控除しきれない額
①	②	③	④	⑤	
○▽◇	0人	30,000	7,820	7,820	22,180

経済センサスに地域の業者の声を反映させよう！

4月から経済センサス活動調査が始まっています。この調査の結果は集計・公開され、行政が行なう産業関係の統計調査の基礎として使われます。民商も地域の経済分析の基礎情報や対象業者比率などに、経済センサスの情報を活用しています。

調査票の入った封筒を受け取った人は、積極的に

回答してください。消費税インボイス、コロナ禍、諸物価の高騰など、現在の業者の苦境を公の資料に反映させる機会です。

回答は書面でもインターネットでも可能です。個々の情報が、税務署などに渡ることはありません。

経済センサスの封筒が来たけれど、記入方法が判らないという方は、民商にご相談ください。